



第7章

身元確認のための死体の 科学調査の充実及び 身元確認に係るデータベースの整備

1 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力**【施策番号 75】(再掲)**

P26 【施策番号 29】参照

2 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用**【施策番号 76】(再掲)**

P37 【施策番号 35】参照

3 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等**【施策番号 77】(再掲)**

P38 【施策番号 36】参照

4 歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等**【施策番号 78】**

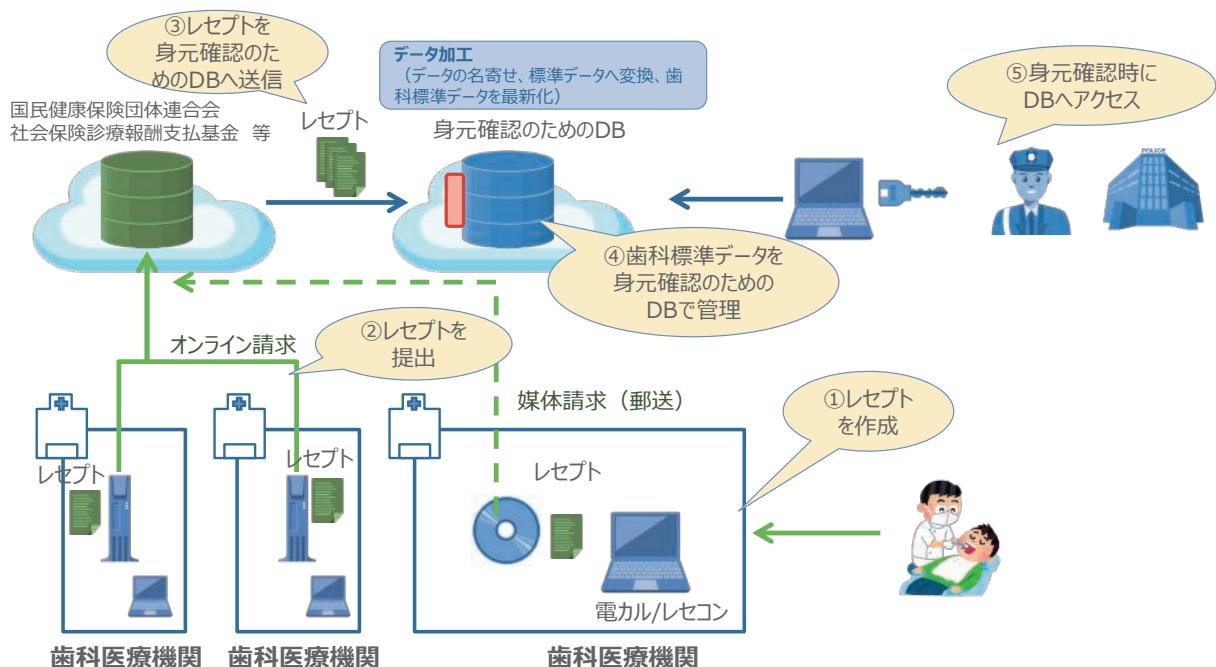
厚生労働省においては、歯科情報による身元確認の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。

令和4年度以降は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施するとともに有識者ヒアリングを行い、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行っている。令和6年度は、先行して進んでいる電子カルテ情報の標準化等の医療DXの取組を踏まえ、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間において共有すべき情報等について検討を行った。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築・運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等の職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行っている。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資料7-4

歯科情報の利活用推進事業におけるレセプトデータからの身元確認データ収集イメージ



出典：厚生労働省資料による

5 身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号79】(再掲)

P41 【施策番号41】参照

